

番号	1. ①
項目	介護の申請や相談については、懇切丁寧に対応すること。
<p>(回答)</p> <p>介護保険料に関する相談は、これまでから、窓口等に相談に来られた被保険者の状況を聞き取り、その方の状況に応じて、保険料段階の説明や軽減の制度についてのご案内を行っているところです。</p> <p>中央区では、窓口および電話（FAX 等を含む）で被保険者の利便性を考慮し、減免等の勧奨文書を送付し、可能性がある対象者の方々に申請いただいたうえで、法的に調査可能な資料の確認に努めています。</p>	
担当	中央区役所 保健福祉課（介護保険グループ）担当：村上敏昭 電話：06-6267-9859

番号	1. ⑦
項目	高齢者が外出したり、地域で活動・交流できるように、「 <u>老人憩いの家</u> 」が活用されるように、 <u>財政や人的支援の施策</u> を行うこと。
<p>(回答)</p> <p>本市では、高齢者の外出機会の増加等を図るため、大阪メトロや大阪シティバスを 50 円で乗車できる敬老優待乗車証を交付しているほか、高齢者自身の自主的な活動組織で地域における社会参加促進等の活動を行っている老人クラブの育成を図るための補助を行っております。また、高齢者の地域における生きがいつくりの拠点施設として、百歳体操や教養講座などの実施、高齢者の地域福祉活動や自主的な活動を支援する老人福祉センターを各区に設置するなど高齢者福祉施策を進めております。</p> <p>(下線部につき回答)</p> <p>老人憩いの家につきましては、令和 2 年 3 月 31 日付け老人憩いの家制度廃止に伴い、令和 2 年 4 月 1 日から地域集会所と老人憩いの家が一本化され、各地域で自主的に運営されております。</p>	
担当	福祉局 高齢福祉課・いきがいG 電話：06-6208-8054 中央区役所 保健福祉課（保健福祉グループ）担当：村上敏昭 電話：06-6267-9857

番号	5. ④
項目	貸付「つなぎ資金」は速やかに認可すること。CW（ケースワーカー）の対応の仕方が悪い例があります。区役所でも研修や指導を徹底すること。
<p>(回答)</p> <p>民生委員児童委員協議会が管理運営する「更生援護資金」については、更生援護の必要性のある方に対し自立を支援することを目的として、単身世帯の場合生活費として5,000円以内の金額を貸付することとなっております。</p> <p>当区では保護申請後すみやかに新規訪問を実施しており、所持金が少額で生活がひっ迫している場合、申請時及び新規訪問時に更生援護資金の案内を行い、制度の利用を助言しております。今後も更生援護資金貸付制度の適切な運用に努めてまいります。</p>	
担当	中央区役所 保健福祉課(生活支援グループ) 担当:加藤玲子 電話:06-6267-9872

番号	7. ①
項目	生活困窮者に対するフードバンク・フードパントリー・お弁当配布などの民間団体の取り組みについては、 <u>会場の無償提供および会場費補助</u> やチラシ配架などの支援を行うこと。
<p>(回答)</p> <p>本市では、生活保護に至る前の段階の第2のセーフティネットとして、生活困窮者自立相談支援窓口を各区役所に設置しております。</p> <p>生活困窮者支援を通じて、関係機関・関係者のネットワークを構築し、「食」支援も含んだ他事業やインフォーマルな支援の活用を行いながら、対象者の自立までを包括的・継続的に支援できる地域づくりを進めています。</p> <p>(下線部につき回答)</p> <p>中央区では、中央区社会福祉協議会を事務局とした「中央区子どもの居場所連絡会」による「北御堂フードパントリー×ワークパントリー」をはじめ、フードパントリーや食料配布が複数箇所で開催されていますが、いずれも使用料の生じる施設での開催ではありません。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：06-6208-7959 中央区役所 保健福祉課（保健福祉グループ）担当：村上敏昭 電話：06-6267-9857

番号	8. ②
項目	各区の避難所数と飲食・毛布備蓄数、避難所利用予想数、避難所の洋式トイレ率、要避難支援者数と <u>対策、生活弱者・障がい者への支援策</u> 、マンション居住者対策、津波対策、福祉避難所数などの避難計画を明示すること。
<p>(回答)</p> <p>(下線部につき回答)</p> <p>発災時には、要支援者の生命または身体を保護するために必要と認められるときは、避難支援等関係者へ避難行動要支援者名簿情報を提供し、その支援に繋げていくことになっています。</p> <p>その避難行動要支援者については、高齢者や障がいのある方など必要とする支援が移動の介助や情報の提供、避難所での配慮などさまざまであるため、地域と連携し、要支援者ごとの個別避難計画作成に向けて取組みを進めています。</p> <p>また、マンション居住者が多い中央区においては、マンション防災を重点とした防災講座、防災講演会などを開催し、在宅避難の呼びかけ、備蓄の確保等マンション固有の防災対策の必要性を啓発しています。</p>	
担当	中央区役所保健福祉課（保健福祉グループ）担当：村上敏昭 電話：06-6267-9857 中央区役所市民協働課（市民協働グループ）担当：樋口京子 電話：06-6267-9843

番号	9. ②
項目	区内の全老人憩いの家の運営状況（運営団体・運営費・規約・費用等）を明らかにし 区民が使いやすいものとする。
<p>(回答)</p> <p>老人憩の家につきましては、令和2年3月31日付け老人憩の家制度廃止に伴い、令和2年4月1日から地域集会所と老人憩の家が一本化され、各地域で幅広い世代にご利用いただき、自主的に運営されております。</p>	
担当	中央区役所市民協働課（市民協働グループ）担当：樋口京子 電話：06-6267-9734 中央区役所保健福祉課（保健福祉グループ）担当：村上敏昭 電話：06-6267-9857